

舞鶴市公告第 97 号

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認申請書の提出を求める公示

この公示は、本業務の実施を希望し、下記の応募要件を満たす者の有無を確認するために参加意思確認申請書の提出を招請するものである。

公募の結果、以下の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者と随意契約手続きに移行するものとする。また、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者による競争入札手続きに移行するものとする。

令和7年7月22日

舞鶴市長 鴨田 秋津

1 工事内容

- (1) 工事名 令和7年度清掃事務所第一工場点検整備補修工事
- (2) 工事番号 舞市環清工 第1号
- (3) 工事場所 舞鶴市字森地内
- (4) 工事概要 焼却炉等の点検整備補修工事 1式
- (5) 工事期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで

2 工事の目的

本工事は、現在市内のごみ焼却を行っている清掃事務所第一工場の焼却炉等の点検、整備及び補修工事を実施し、引き続き正常に稼働させるためのものである。

3 発注担当課の名称、住所地等

〒625-0062 舞鶴市字森1515番地

市民環境部環境施設課清掃事務所

電話番号 0773-63-1614

電子メールアドレス seiso@city.maizuru.lg.jp

4 当該工事に参加を希望するものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 参加意思確認申請書の提出期間の最終日から契約日までの期間において、舞鶴市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基く競争参加資格の停止の措置がなされていないこと。
- (3) 参加意思確認申請書の提出期間の最終日から契約日までの期間において、舞鶴市契約に係る暴力団排除措置等に関する要綱に基づく入札参加等除外措置を受けていないものであること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査について、申請の時点において有効な結果通知を受けているものであること。
- (5) 当該工事に参加を希望するものに必要な資格における許可の種類とは、建設業法第3条規定による建設業の許可の種類をいう。
- (6) 応募要件における認定業種とは、令和6・令和7年度舞鶴市建設工事競争入札参加資格において登録されている業種をいう。
- (7) 応募要件における総合評定値とは、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査に関し、同法27条の29により通知された総合評定値をいう。

5 応募要件

許可の種類	清掃施設工事業に係る特定建設業の許可
認定業種	令和 6・令和 7 年度舞鶴市建設工事競争入札参加資格において清掃施設工事で登録のあるもの
総合評定値	7 に示す参加意思確認書の申請受付期限以前 1 年 6 ヶ月の範囲を審査基準とする経営事項審査（最新の総合評定値通知書）で、「清掃施設」の総合評定値（P）が 1，100 点以上のもの
施工実績	全連続式運転で施設規模 120 t／日以上のスローカ式ごみ焼却炉に関して、点検整備補修工事を元請けとして施工した実績がある
配置予定技術者	現場代理人、清掃施設工事の監理技術者の資格を有するもので同種工事の経験があるもの
その他	本工事仕様書を履行可能なもの

6 特定者の所在地、商号又は名称

大阪市住之江区南港北 1 丁目 7 番 8 9 号

カナデビア株式会社

7 手続きのスケジュール

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法
公募説明書※の配布期間	令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 5 時まで	8 のとおり
参加意思確認申請書の受付	令和 7 年 7 月 22 日（火）午前 9 時から 令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時まで	9, 10 のとおり

質問書の受付	令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 5 時まで	11 のとおり
回答書の閲覧	令和 7 年 8 月 7 日（木）	11 のとおり

※参加意思確認公募手続きに関する説明書（以下「公募説明書」という。）

8 公募説明書の入手方法

7 に示す配布期間（閉庁日を除く。）に発注担当課にて閲覧の上、入手すること。
（複写は有料）

9 参加意思確認申請書等の審査

当該工事に参加を希望するものは、該当の工事に示す参加意思確認申請書等を提出し、応募要件の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（1）提出方法

7 に示す受付期間内（閉庁日を除く。）に、参加意思確認申請書等を発注担当課に持参すること。

（2）その他

ア 参加意思確認申請書等の作成などに要する費用は、申請者の負担とし
提出された書類は返却しない。

イ 参加意思確認申請書等は A4 版で作成し、1 部提出すること。

ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該工事への参加を認めないとともに、競争参加資格の停止の措置を行うことがある。

10 参加意思確認申請時の提出書類

（1）参加意思確認申請書（別記様式 1）

（2）応募要件確認資料

ア 配置予定技術者調書（別記様式 2）

5 に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の経験を別記様式 2 に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、参加意思確認申請時に配置予定ができない場合には、複数の候補者を記入することができるが、この場合、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工にあたって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、参加意思確認申請の日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

イ 同種の工事の施工実績調書（別記様式 2）

5 に掲げる資格があると判断できる同種工事の施工実績を少なくとも 1 件、別記様式 2 に記載すること。

ウ 確認資料

アの配置予定技術者の経験及びイの同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判断できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、アの配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

11 公募説明書に関する質問回答

- （1）質問については、別記様式 5 に記入し、7 に示す期限までに電子メールで発注担当課へ送信すること。（郵送、ファクシミリ又は持参によるものは受け付けない。）
- （2）回答については、応募要件に関する質問にあつては速やかに、公募説明書に関する質問にあつては、7 に示す日に発注担当課から公募説明書を入手したものに直接ファクシミリにより回答する。

12 審査結果の通知

参加意思確認申請書を受け付けた後、審査結果について書面（別記様式 3）にて通知する。また、応募要件を満たさなかった者には、要件を満たさない旨及び理由を、書面（別記様式 4）にて通知するものとする。

13 応募要件を満たさなかった者に対する理由説明

応募要件を満たさなかった者は、本市に対して、応募要件を満たさないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前 9 時から午後 5 時まで（閉庁日を除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送、ファクシミリまたは電子メールによるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して 5 日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

14 契約者決定方法

（1）応募要件を満たす者がいると認められる場合においては、特定者及び応募要件を満たしている者による、指名競争入札により契約の相手方を決定するものとする。

（2）次のいずれかに該当する場合においては、地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定により特定者との随意契約手続きに移行するものとする。

ア 参加意思確認申請書の提出者がいない場合

イ 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合

ウ 提出された参加意思確認申請書等の内容に虚偽が判明した場合

エ 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後、契約を締結する前に、応募要件を満たさないこととなった場合

オ 参加意思確認申請書を提出している者が、申請を取り下げた場合

カ 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後に入札又は見積りを辞退した場合

15 支払条件

(1) 前払金と中間前金払及び部分払

「舞鶴市公共工事前金払事務取扱要領」に定めるところによる。

16 その他

(1) 当該工事に参加を希望するものは、本公示文、公募説明書を熟読し、参加意思確認申請書等を作成すること。

(2) 審査結果の通知後、契約を締結するまでに申請者が競争参加資格の停止の措置等に該当する行為を行ったとき又は入札参加除外措置に該当した場合は決定を取り消すことがある。